

再び増加しています！

架空請求はがき が来ても あわてず無視!!



訪問販売会社があなたに対し、料金の支払い不足ないし契約違反があり提訴中という「紛争問題確認書」と書かれたハガキが届いた。

「連絡しなければ裁判となり、裁判を欠席すれば給料、財産の差押えとなる場合がある」と書いてあった。
以前、訪問販売で商品を購入したことがあり不安。
どうしたらよいか？

★ひとことアドバイス

- ◎最近、「紛争問題確認書」、「内容確認勧告通知」等と書かれた身に覚えのないハガキが届いたがどうしたらよいか？といういわゆる「架空請求」のご相談が増えています。
- ◎架空請求は、「訴訟」、「給料や財産の差し押さえ」等を書いて不安にさせ、本人からの問い合わせの電話をかけさせるのが手口です。
- ◎連絡すると、理由をつけて多額のお金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知らせることになるので、絶対に連絡してはいけません。
- ◎ハガキの内容に疑問を持ったり、少しでも不安を感じた場合は、相手に連絡せず、まずお住まいの地域の消費生活センターにご相談ください。
- ◎また、届いたハガキなどは証拠として保管しておきましょう。



★最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口

筑前町消費生活センター 0946-42-6619

火～金 9:00 ～16:00

★福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月～金曜日9:00～16:30／日曜日10:00～16:00